

木材産業緊急経営支援保証の概要

1 保証申込受付期間

平成19年11月20日 ～ 平成20年9月30日

2 保証の内容

(1) 保証対象者

正常先もしくは要注意先。具体的には以下の要件を全て満たした組合、会社、個人とします。ただし、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- 平成19年9月以降において対前年同月比の売上が10%以上減少している月があること
- 自己資本が実質債務超過になっていないこと
- 融資機関借入金に延滞がないこと
- 融資機関借入金総額が年商以内であること

(2) 保証限度額

月商の2ヶ月以内、かつ、最高3千万円まで

(※既に「木材産業緊急経営支援保証」を受けている方については、必要がある場合、元本の合計額が限度額の枠内となる範囲で、新たな保証申込を受け付けます。)

(3) 保証範囲

100%保証

(4) 資金用途

素材生産業、木材・木製品製造業等に係る運転資金

(木材卸売業については、各都道府県が認定する合理化計画の認定枠内での利用となります。)

(5) 保証期間

原則3年以内 (特認5年)

(6) 連帯保証人及び担保

- ① 連帯保証人 原則、保証能力のある者2名以上 (組合、会社の場合)

代表者含む)

② 担保 原則として無担保

(7) 期間の延長

本保証は、原則として更新、期間の延長を認めない臨時保証扱いとします。ただし、延長の場合は、当基金の経営支援調査（有料）を受診していただくなど、3年（特認5年）の範囲内で当基金の審査により期間の延長が可能か否かについて判断します。

3. 償還方法

短期保証分は一括または分割弁済とします。長期保証分は分割弁済対応とし、最長6ヶ月の据置期間を認めます。

なお、保証の期間が終了する場合は、一般の保証として適切な審査を行ったうえで、以降のご利用が可能か否かについて判断します。

4. 保証料率

年0.20%～1.10%

保証申込者の財務内容等により異なります。

お問い合わせ先

林業管理室 楠田

03-3294-5581

林業部保証課 櫻井

03-3294-5585